

安全の手引き

平成28年1月

在ムンバイ日本人会安全対策部

在 ムンバイ 日本国 総 領 事 館

目 次

I.はじめに	1
II.防犯の手引き	2
1. 基本的な心構え	2
2. 当館管轄内の治安状況.....	2
3. 一般的な防犯対策	3
(1) 住居の選定	3
(2) 外出時における留意事項.....	4
(3) 生活上の留意事項	5
(4) 邦人の被害事例.....	6
4. 交通事故対策.....	7
(1) ムンバイの交通事情.....	7
(2) 物損事故が発生した場合.....	7
(3) 人身事故が発生した場合.....	8
5. テロ、誘拐対策.....	8
6. 緊急時の連絡先.....	9
III.在留邦人緊急事態対処マニュアル.....	10
1. 平素の心構えと準備.....	10
2. 緊急時の心構えと取るべき措置.....	11
3. 日本人学校での措置.....	12
4. 簡単な緊急時の現地語表現.....	13
IV.おわりに.....	14
V.添付資料	
主要電話番号一覧表	

I. はじめに

在ムンバイ日本国総領事館は、マハーラーシュトラ州、グジャラート州、マディヤ・プラデシュ州、チャッティースガル州及びゴア州の5つの州を管轄しており、管内には、企業の駐在員やその家族、留学生、研究者、インド人の配偶者など平成28年1月現在約1,000名の邦人が在留しています。(在留届提出ベース)

中でも、インド最大の商業都市であるムンバイ市には、その約65%に当たる約650名が在留しています。

私たちは、文化、習慣、社会制度、価値観などわが国とはまったく異なる環境の中で生活していることから、当地において安全な生活を送るためにも、わが国の生活とは違った様々な知識と努力が必要となります。

この冊子は、皆様方が当地で安全な日常生活を送って頂くために必要な防犯上の留意事項を記載するとともに、万が一紛争、内乱、暴動、災害等の緊急事態が発生した場合の一般的対処基準等を示したものです。

日常生活における防犯対策にしても緊急事態発生時における措置にしても同じですが、正に「備えあれば憂いなし」です。各自が常日頃、如何に危機意識を持って生活しているかによって、その後の結果に大きな違いが出てきます。

緊急事態発生に際しては、ケース・バイ・ケースで行動することが必要となります。特に外国では自らの安全は自らの責任で守るとの心構えで、平素よりこの冊子を熟読し、緊急時には落ち着いて適切な行動が取れるよう心がけて頂ければ幸甚です。

平成28年1月
在ムンバイ日本人会安全対策部
在ムンバイ日本国総領事館

II. 防犯の手引き

1. 基本的な心構え

- (1) 「予防」こそが最良の危機管理であることを認識し、日頃の備えを万全に
- (2) 住居の安全対策がすべての生活の基盤であることを念頭に
- (3) 現地社会に早く溶け込み、治安情勢、対日感情などの各種情報を早期に入手
- (4) 家族全員の防犯意識の高揚を忘れずに
- (5) 冷静沈着に考え、かつ行動を

2. 当館管轄内の治安状況

(1) テロ

高い潜在的脅威が継続

ムンバイは、過去に発生した相次ぐ爆破テロ事件に伴い恒常に警戒強化（ハイアラート）が敷かれるなど高い潜在的脅威が継続しています。

○ 主なテロ事件（2008年以降）

2008年はインド各地で大小の爆破テロが多数発生するとともに、当館管轄内でも6月4日、マハーラーシュトラ州タネで、爆破テロが発生して5人以上負傷したほか、7月26日、グジャラート州アーメダバードで、市場や駅、病院等で同時爆弾テロ事件が発生し、死者50人以上、負傷者160人以上の大惨事となった。また、その事件直後にアーメダバードの南250キロのスーラト市で、多数の爆弾が市内の各所にセットされる事件が発生している。

2008年11月26日、ムンバイ市内で、最高級ホテルや中央駅、病院、レストラン等数十か所でテロリストによる襲撃（銃の乱射や手榴弾の投擲）が発生し、邦人1人を含む死者165人、負傷者235人の大惨事となった。

2010年2月13日、マハーラーシュトラ州プネ市で外国人の集まるカフェに置かれたバックが爆発し死者11人、負傷者60人以上の爆弾テロが発生した。

2011年7月13日、総領事館から南約2.6kmの地点をはじめとするムンバイ市内3か所で連続爆弾テロが発生し、死者27人、負傷者129人の大惨事となった。

2012年8月1日、プネ市内4か所で連続して爆弾事件が発生し、1人が負傷した。

2014年7月10日、プネ市内でバイクに仕掛けられた簡易爆弾が爆発し、5人が負傷した。

(2) 暴動

2015年8月26日、グジャラート州アーメダバードで50万人規模の抗議デモが発生した。同州には「パテル」姓を持つコミュニティが政府の特定社会層保護政策（OBC）枠を同コミュニティにも適用するよう抗議の気運が高まっていた。抗議活動は州内各所で暴動へと発展し、10人が死亡。翌27日には軍隊が治安維持のため派遣された。同州をはじめインド国内に拠

点を置く日系企業にも影響は及び、数日間の工場の操業停止や出張を取り止めを余儀なくされた企業もあった。

(3) 一般犯罪

ムンバイ市警察本部の統計によると、2015年12月末日現在の犯罪認知件数は、

○ 殺人	168件 (前年同時期比-15件)
○ 強盗 (※)	794件 (同+97件)
○ 恐喝	253件 (同+15件)
○ 強姦	710件 (同+105件)
○ 窃盗	6,957件 (同+521件)

※ 貴金属強盗 (チェーンスナッチング) を除く

となっています。概して強盗、強姦といった凶悪犯罪が軒並み前年比増となっています。特に女性、年少者に対する性犯罪は深刻化しており、ムンバイでは外国人に対する性的いやがらせ、ストーカー事案も市内中心部で報告されています。

(4) 薬物犯罪

インドでは、麻薬犯罪に対する取り締まりは厳しく、さらに量刑も重く、麻薬所持で有罪になると通常、懲役10年と罰金10万ルピー（支払わなければ懲役1年追加が科せられる可能性があります。所持量がごく少量の場合でも懲役6ヶ月です。当館管内では過去日本人が毎年のように逮捕されています。収監された場合、日本に残された家族の心配はもちろん、何百万円にもものぼる弁護士費用等の支払いなども大きな負担になります。特にゴア州は麻薬・その他薬物のメッカであると言われ、観光シーズンには多くの西洋人が麻薬等を求めて訪れます。そのような雰囲気に誘われて、安易に麻薬等に手を出すのは大変危険です。

また、当地においては警察のおとり捜査や警察への密告制度があるようです。ムンバイ市内のコラバ付近で近寄って来る者から興味本位に麻薬を買ったり、ゴア州で興味本位に麻薬を使用したりして取り返しのつかない事にならないように十分に注意しましょう。

(5) サイバー犯罪

ムンバイ市警察本部の発表によりますと、2015年12月末日時点のサイバー犯罪認知件数は912件で前年比50.9%増となっています。内訳はクレジットカード詐欺（320件）、卑猥なメールの送付（152件）、ハッキング（26件）、ソースコードの改ざん（17件）、脅迫メールの送付（15件）、フィッシング詐欺等（5件）、その他（377件）であり、主にスマートフォン利用者が標的となっております。スマートフォンはパソコンに電話機能がついたものと考え、個人情報の適切な管理を行い、盗難、紛失対策と共にセキュリティ対策もしっかり行ってください。

3. 一般的な防犯対策

(1) 住居の選定

当地は、住宅事情が特殊なため、在留邦人のほとんど全員がフラットと呼ばれるアパートに入居しています。当地での住居防犯の成否は、「警備・防犯上良好な物件を選択することが出来たか否かにかかっている」と言っても過言ではありません。以下にアパート外周から自宅居室に至る警備・防犯上の着眼点を列挙しましたので、住居選択時の参考にして下さい。

(イ) 建物外周

- アパートの敷地内は、相応の高さの塀で囲まれ、かつ、忍び返し等の防犯対策がなされているか
- アパート出入口（玄関、通用門、駐車場）及び裏口は、アパート管理組合によりしっかりと管理され、居住者以外の者が勝手に出入り出来ないような構造または警備員の配置がなされているか
- 防犯灯の設置はなされているか
- 不審者に建物内に滑り込まれないために、来訪者の確認はインターフォンやテレビ監視装置で行われるようになっているか
- 適度な世帯数のアパートか（世帯数が多いほど部外者のチェックは難しくなります）
- 駐車場は24時間体制で管理人や警備員により管理されているか
- 緊急時の警報装置が設置されているか、また緊急時に安全にかつ迅速に退避出来るように防火設備や非常階段があるか
- 築後何年経ったアパートか（古いアパートは倒壊の可能性があります）

(ロ) 自宅

- 不審者の侵入を少しでも防ぐため、3階以上の部屋を選択
- 火事などの災害時を考慮し、高層階は避ける
- 玄関は二重扉か、或いはスチール製、金属製か、または簡単に破られない一枚板の木製扉か
- 覗き穴、テレビ監視装置付きインターフォンは設置されているか
- 使用人の部屋の出入口は別に設けられているか
- 窓、テラスから室内に容易に侵入できない構造になっているか
- 窓等に侵入防止措置（鉄格子等）は講じられているか

(ハ) 居室（不審者侵入などの緊急時に備え退避場所を主寝室に設置する場合）

- 避難室の入口扉は、玄関扉より丈夫なものを設置

- 扉には、錠前、カンヌキを2個以上取り付け、覗き穴を設置
- 避難室の窓全てに頑丈な鉄格子を設置
- 緊急脱出を考慮し、避難口、避難梯子等を準備
- 外部との連絡手段の確保（携帯電話、携帯無線機等）
- 非常用持出袋の備え付け

（2）外出時における留意事項

（イ）自分の持ち物に十分注意する。

相手は一瞬の隙を狙っています。自分の持ち物を常に監視し、貴重品は身体から離さないようにしましょう。

（ロ）犯罪を誘発するようなことはしない。

公衆の面前で財布を開けたり、大金を数えたりしないようにしましょう。また、財布を外から見えるようにズボンの後ポケットなどに無造作に入れたり、持ち物を放置したままその場を離れるのも危険です。また夜間、女性一人でタクシーを利用するのも危険ですので絶対に避けましょう。

（ハ）危険な場所に近づかない。

選挙運動の際の演説会場、選挙の投票場所付近、交通事故現場など群衆が集まっている場所、祭礼の際の異なった宗教の信者の居住地域が接している地域などは暴動の発生する恐れがあるので近づかないようにしましょう。

（ニ）不意に近づいてくる人間を不用意に信じない。

駅や空港で、あたかも公的な職員であるかのように装って不意に近づき、手数料などと称して本来不必要的金品を要求する者、悪質なタクシーを斡旋する者、さらには、相手の隙を狙って財布やパスポートを盗む者がいます。また、親しげに近づき、ある程度信用させた後に、睡眠薬入りのコーヒー、ジュース、ビール、クッキーなどを飲食させて強盗を働く事件が若い邦人旅行者を対象に日常的に発生しています。近づいてくる人間には一応の警戒心をもって対応しましょう。

（ホ）むやみに人と争わない。

当地のギャングは一見しただけでは善良な一般市民と区別がつきませんが、必ずピストル等の武器を携帯しています。もし、相手がギャングであったら大変な被害にあうおそれがありますので、むやみに人と争わないようにしましょう。

（3）生活上の留意事項

（イ）自主防犯体制のチェック

ほとんどの在留邦人はアパートに住んでいますが、それぞれ自分の住んでいるアパートの防犯対策、例えば警備員の勤務ぶりや出入り口の防犯対策などをチェックし、必要があればアパート管理組合に申し入れるなどの手を打つ必要があります。

（ロ）近所の住人、警備員などとの良好な関係の確保

これらの人々と有効な関係を結んでおけば、不審者がいるなどいろいろな防犯上役立つ情報を教えてもらったり、自宅を留守にする際のチェックを依頼できます。また、いざというときに助けを求める 것도できるでしょう。

(ハ) 入口ドア、窓などの対策

入口ドアには必ず覗き窓を取り付けて訪問者が確認できるようにしておき、さらにドア・チェーンを取り付け、錠を最低2個は取り付けておきましょう。インド製の普及品は簡単に破られてしまうようですので、必要であれば丈夫なものに取り替えましょう。また、錠の鍵を紛失したときや新居に移った際は錠を取り替えておく方が安全です。

低い階に住んでいる場合は、窓からの侵入を防ぐために窓に鉄格子などを取り付けることが必要です。

(ニ) 訪問者に対する警戒

訪問者に対しては必ず覗き窓から相手を見て、ドア越しに用件、身分などを確認し、不審な者は屋内に入れないないようにしましょう。また、訪問者に対する警戒については家族や使用人にも徹底しておくことが大切です。したがって、このような警戒の出来ない小さい子供だけ残して外出することは非常に危険ですので絶対に避けましょう。

(ホ) 使用人に対する注意

使用人に現金や持ち物を盗まれたり、泥棒の手引きをされたりというようなことのないように十分注意する必要があります。まず、使用人を雇うときには信頼のおける人の紹介を受け、事前に面接をしたり、以前の雇い主から評判を聞いたりした上で判断し、雇用後もその行動に注意して隙を見せないようにしましょう。特に最初が肝心です。また、金品を目に付くところに放置したりするなど相手の「出来心」を誘うようなことは避けるようにし、貴重品は必ず施錠設備のある場所に保管しましょう。

使用人は、一人で留守番することもあるので、その性格と行動をよく把握するとともに、金庫などを備えて自己防衛することを考えることも大切です。

(4) 邦人の被害事例

(イ) 殺人事件

1994年6月グジャラート州において、邦人出張者がホテルに宿泊中、ドアの鍵を掛けずに就寝していたところ、ホテル従業員に侵入され、格闘となり殺害された。

(ロ) 強盗事件

1994年9月マディヤ・プラデシュ州において、2階建独立家屋の2階で就寝中、隣室で3人の賊が室内を物色しているのを発見、大声を出したところ、2人の賊は逃走したが、残りの一人が五寸釘をかざして襲いかかり、右腕に15針に及ぶ負傷を負った。

(ハ) 睡眠薬による昏睡強盗事件

2014年12月上旬、グジャラート州内をバスで移動中の邦人旅行者が、車

内で勧められた飲食物に混入していたとみられる薬物によって昏睡状態となり、その隙にタブレット端末等所持品を奪われた。

2014年12月下旬、マハーラーシュトラ州内をバスで移動中の邦人旅行者が上記事件と類似の手口で意識を失っている隙に現金、デジタルカメラを奪われた。

2015年1月、ムンバイ市内のショッピングモールで見知らぬインド人にコーヒーを勧められた邦人が意識を失い、その隙に現金、クレジットカード、デジタルカメラを奪われた。

2015年2月、ムンバイ市内で知り合ったインド人と観光中の邦人旅行者が、ファーストフード店でテイクアウトしてきたコーヒーを勧められ飲んだ後意識を失い、所持金品を奪われた。

2015年3月、邦人旅行者がムンバイ市内CST（チャトラパティー・シヴァージー・ターミナス）で親しげに声をかけられ、一緒に市内観光をした際に勧められたオレンジジュースを飲んだ後意識を失い、気がつくと現金等所持品が奪われていた。（同様被害1件）

(二) 窃盗事件

2014年6月、マディヤ・プラデシュ州内を列車で移動していた邦人旅行者が睡眠中、何者かに旅券、現金在中のバッグを窃取された。

2014年9月、ムンバイ市内において、邦人旅行者がタクシー運転手に法外な金額を要求された。旅行者が拒絶して車外に出ようとしたところ、運転手がバッグを掴み、はずみで在中していた財布が車内に落ちた。タクシーはそのまま走り去り、旅行者は財布を奪われた形になった。

2014年9月、ムンバイ市内を列車で移動中の邦人旅行者が、背負っていたリュックサックから財布を窃取された。

2015年4月、ムンバイ市郊外で食事のため駐車していた窓ガラスが何者かに割られ、車内に置いてあった貴重品が奪われた。

4. 交通事故対策

当地は、車両の交通量が多い上に運転マナーが非常に悪いので、交通事故に遭遇する危険性はとても高いといえます。交通事故処理の方法も日本とはかなり異なっています。基本的には極力自分でハンドルを握るのは避け、運転手を雇用して運転させることです。やむを得ず運転する場合は、当地の交通事情をよく理解した上で、危険を予測した防衛運転に徹するとともに、万が一交通事故にあった場合にもパニックに陥ることなく落ち着いて対処できるように常日頃から心構えを持つことが必要となります。

(1) ムンバイの交通事情

- 車の通行は、日本と同様に左側通行。
- 道路事情は、車の量が急増しているため、片側2～3車線の市街地の幹線道路は深夜を除き渋滞する。特に朝夕の通勤・帰宅時間帯は車が多く混雑が激しい。
- 2車線しかないのに3台の車が並んで走る、クラクションをひんぱんに鳴

らす、方向指示器は殆ど使わない等、運転マナーは非常に悪い。

- 歩行者は、信号を無視して道路を横断し、急な飛び出しがあります。通行車両の直前を横断する者が多い。不整備な道路や通行量が多いので、絶えず注意を払って歩きましょう。
- 生活慣習として車優先か人優先かについては、道路通行は、慣習として車優先。人の多い場所では車がクラクションを鳴らし通行人をかき分けるようにして走行します。
- 都市部では、夜間ヘッドライトを点灯しない車もあるので要注意。
- 市内の主な交通機関は、バス、タクシー、郊外電車、自家用車。バス路線は、英語表示はあるが路線が複雑で、外国人には利用困難です。タクシーは料金も安く、数も多いので便利です。ただし、英語は殆ど通じず、車両も老朽化しているものが多い。料金はメーター制を採用しているがメーターを利用しなかったり、近距離への乗車拒否をする運転手もいます。

(2) 物損事故が発生した場合

言葉の問題などもあり、運転手同士で話し合いをさせたほうがよい。修理代金の賠償問題も発生するので、運転手に必ず相手の運転手の身分事項、車のナンバーなどを記録させておき、その上で警察に事故届を出すようにします。現場で長時間やりとりしても、群衆が集まってきたり、二重事故にあうなど危険な場合があるので必要事項を確認したら現場を直ちに離れるほうが賢明です。一般に当地の警察は事故現場には立ち会いません。

(3) 人身事故が発生した場合

基本的には物損事故と異なるのは、まず負傷者の救護が第一であることです。人身事故の場合、群衆が集まってきて騒ぎ出すこともあるので、早期に負傷者を病院に運びます。病院によっては負傷者の出身階級を問題にすることもあるのでたらい回しにされないように事前に運転手などの意見を聞くことも必要です。

一方で人身事故の場合は、怪我をさせた張本人ということで車の運転手及び同乗者が興奮した群衆に囲まれたり、場合によっては暴行を受けたりすることも考えられます。状況によっては、一旦その場を離れて、携帯電話等で警察に連絡するか総領事館、所属企業に応援を求めることも考慮してください。

5. テロ、誘拐対策

当地における我が国及び邦人に対する感情は良好であり、これまで邦人を対象としたテロ事件や誘拐事件は発生していません。しかしながら、2015年1月に発生したシリアにおける日本人殺害事件以降、いつどこで海外在留邦人がテロや誘拐の被害に遭うか予測できない状況であり、インドにおいても例外ではありません。

(1) 情報の収集

平素から国際情勢や当地における邦人に対する感情の変化、外国人に対するテロ事件の発生状況等について、テレビ、新聞などにより情報を入手しておきましょう。

(2) 身の回りの変化に対する注意

テロ事件や誘拐事件の前には、テロリストによる綿密な事前調査がおこなわれるのが常であり、被害に遭う前にはかならずその兆候が現れているものです。不審な人物が近くをうろつく、通勤中に尾行される、無言電話が頻繁にかかるなどです。したがって、常日頃から身の回りのあらゆること、例えばいつも駐車している自動車、いつも店を出している物売りの屋台、通勤に使う道路の状況などに注意を払っていれば「変化」に気がつくことができるでしょう。

(3) 不審物への対応

自宅や会社・行動範囲の周辺に不審な物件が置き去りにされていないか、常に注意を払ってください。普段見かけないような不審な箱や鞄を発見した場合には、まずは爆発物ではないかと疑ってみることが重要です。不審物発見の際には「踏むな」「触るな」「蹴飛ばすな」の三原則を遵守の上、直ちに警察に通報してください。

(4) 日常生活における注意

(イ) 近所の住人と良好な関係の確保や訪問者に対する応対要領、使用人に対する注意などについては一般的な防犯上の対策と同じです。なお、使用人に対しては電話の応対要領、家人がいないときの応対要領、家人の行動予定を他人に知らせないことなどについても十分に理解させておきましょう。

(ロ) 電話

テロリストや誘拐犯は家人の行動を知るために電話を利用するがあります。かかってきた電話に対してはこちらから先に名乗らない、不用意に家人の予定を知らせないなどの注意が必要です。

(ハ) 外出時

通勤経路、買い物経路などはワンパターンを避けて複数の経路を選ぶようにし、一方通行路、人通りの少ない道路は避けて交通量の多い道路を選びましょう。

(二) 自動車利用時

車の乗り降りの時と車庫から幹線道路にでるまでの間が最も危険だといわれていますので、乗降車する際には不審な車や人が周囲にいないか確認しましょう。乗車中はドアをロックし、窓は閉めるか開けてもわずかだけにし、容易にドアを開けられないようにしましょう。走行中も常に周囲に注意し、万一尾行されているようであればひとまず安全な場所に避難しましょう。

邦人に対するテロのおそれがあるときには、車に爆弾が仕掛けられることがあります。ドアやボンネットがこじあけられた形跡がある場合にはエンジンをスタートさせるのは危険です。また、何か危険な兆候がある際には、乗る前にボンネットの中、トランク、タイヤの裏側、車体の底部などを点検する必要があります。

(ホ) 家族全員の理解

家族全員がこれらの注意事項をしっかりと理解し、各人が気をつけることが大切です。特に子供については親がよく話して聞かせ、知らない人にはついていくないこと、来訪者や電話の応対方法などについて理解させておきましょう。

(ヘ) その他

万が一に備えて、旅券、保険関係書類、病歴、血液型、常用薬名とその入手先、特定の持病などを記録した書類を整理しておき、その所在を家族、同僚にわかるようにしておくとよいでしょう。

6. 緊急時の連絡先

○警察 100(1090-エクステンション8番：警察相談窓口)

- ・マルバール・ヒル警察署 2363-5517 (マルバール・ヒル周辺)
- ・ガムデビ警察署 2380-3505 (カンバラ・ヒル周辺)
- ・カフ・パレード警察署 2218-3225 (ナリマン・ポイント周辺)
- ・コラバ警察署 2285-6817 (コラバ地区周辺)
- ・ウォーリー警察署 2493-0388 (ウォーリー地区周辺)

○消防車 101

○救急車 102

○総領事館 (電話) 2351-7101 (ファックス) 2351-7122
(領事携帯) 9820187633
9820049303
9820049302

III. 緊急事態対処マニュアル

1. 平素の心構えと準備

(1) 平素の心構え

(イ) 「備えあれば憂いなし」、緊急事態はいつ発生するか分かりません。いつでも適切な行動が取れるよう、平素から緊急事態を想定し、心と物の準備をしておきましょう。

(ロ) 緊急時に総領事館から連絡できるよう、在留届は必ず提出してください。また住所、電話番号等の変更の際には、遅滞なく総領事館に届けてください。

(ハ) 総領事館と日本人会（日本人会長は安全対策部長を兼務）とは、毎月1回日本人会理事会を開催しておりますが、理事会は邦人安全対策協議会も兼ねており、治安情勢の意見交換や安全対策についても話し合っています。普段から同会HP上に更新される理事会報告に目を通すとともに安全対策上検討を希望するがあれば、総領事館に連絡してください。

(ニ) 総領事館では、在ムンバイ日本国総領事館HP、緊急メール配信システム、「たびレジ」から治安情勢の情報発信に努めています。平素からHP、配信メールの内容をチェックする習慣をつけましょう。

(2) 緊急事態チェックリスト

(イ) 旅券

旅券については、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認してください（6か月以下の場合には当総領事館に再発給の申請をしてくだ

さい)。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。下段に血液型 (blood type) 何型と記入しておいてください。なお、当国における外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。出国許可や再入国許可 (これら許可が必要な場合) は常に有効なものとしておくことが必要です。

(ロ) 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジット・カード

これらのものは、緊急時には旅券同様すぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします (国により通貨持ち出し制限がある場合があるので注意)。なお、出国する場合の出国税及び空港使用税 (これらが必要な場合) の用意も必要です。

(ハ) 自動車等の整備

- 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心掛けてください。
- 燃料は十分入れておくようにしてください。
- 車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等を備えおきください。
- なお、自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

(二). 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備えて次の携行品を準備し、すぐ持ち出せるようにしてください。

- 衣類・着替え (長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美なものでないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望しい。)
- 履き物 (行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの)
- 洗面用具 (タオル、歯磨きセット、石鹼等)
- 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員が10日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難の目的で自宅から他の場所へ避難する際にはこの中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルクを、また、ミネラルウォーターを入れた水筒 (大型が望ましい。) を携行するようにしてください。

○医薬品

家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹼、衛生綿、包帯、紺創膏

○ラジオ

NHK海外放送 (ラジオ・ジャパン)、BBC、VOA等の短波放送が受信できる電池使用のもの (電池の予備も忘れないようにしてください。)

○その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ローソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット、防災頭巾（応急的に椅子に敷くクッションでも可）

2. 緊急時の心構えと取るべき措置

(1) 緊急時の心構え

緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合には、総領事館は日本会人安全対策部と緊密な連携を取り、情報の収集、情勢判断及び対策を検討します。これらの事項は在留邦人緊急連絡網を通じて各人に通報するので、あわてず、平静を保ち、デマや群集心理に惑わされることのないように注意してください。

(2) 情勢の把握

緊急事態への適切な対処には正しい情勢の把握が重要になります。総領事館からは、逐次情報を緊急連絡網を通じて各人に伝達しますが、伝達する際には明確かつ正確に次の人に伝えることが重要です。緊急時にあせる気持ちは分かりますが、不必要に総領事館に問い合わせが集中すると電話回線がパンク状態になり、必要な措置が遅れる原因ともなりますので、デマに惑わされず、次の伝達を待つ等のご協力をお願いします。ラジオ・テレビの国内放送が不能となる場合も十分予想されるため、ラジオジャパン、B B C、V O A等の周波数を普段から確認しておくことも重要です。（周波数は時々変更となる。）

(3) 総領事館への連絡等

- (イ) 現場の状況等で通報する必要があると認められる重要な情報は、隨時総領事館に連絡してください。
- (ロ) 自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれがあるときは、所轄警察署、または派出所に通報し、救護を求めるとともに、迅速かつ詳細にその状況を総領事館に通報してください。
- (ハ) 地方出張中などで、留守家族の周辺に知人、友人等もなく援護が必要な場合は、総領事館に連絡してください。
- (ニ) 電話の不通、混雑などにより緊急連絡網による連絡が困難な場合は、事情の許す範囲で、使用人による伝達などを試みるほか、同一アパートまたは付近に住む邦人と情報の交換に努めてください。
- (ホ) 総領事館がなんらかの理由で使用不可能になった場合は、事務所を日本人学校に移転します。

(4) 避 難

- (イ) 緊急事態が発生した場合、情勢によっては自宅アパートに居残り、門を閉ざしている方が安全であることがあります。また、善良な地元の人の自宅に避難することが安全であることもありうるので、平素より、地元の人達との間に家族ぐるみの親密な人間関係をつくっておくよう努めることも重要です。なお、その場合は、避難連絡先を総領事館に連絡してください。
- (ロ) 総領事館から、退去または引き揚げ勧告があった場合は、これに従って速

やかに退避、引き揚げを行ってください。この場合、できる限り一般商用航空機が運行されているうちに避難することが望れます。（定期便の運行が停止した後は、空港の離着陸はかなり困難となる場合が多い。）また、事態が公式の退避勧告に至る前であっても、状況に応じ、各自、または各社の判断等により、先に、緊急用務のない在留邦人、婦女子、老人、病弱者等を段階的に分けて国外退避させることを検討する必要があります。

- (ハ) 事態が切迫して、総領事館から引き揚げ又は避難のための集結を指示された場合は、非常用物品を可能なかぎり持参の上、速やかに総領事館の敷地内、または総領事館が指定している他の集結場所のうち最寄りの場所に集結してください。
- (ニ) 引き揚げまたは退避のための移動に際し、国旗（日の丸）を使用する場合の適否は、総領事館に照会してください。

3. 日本人学校での措置

- (1) 日本人学校校長は、ムンバイ邦人安全対策協議会の委員となり、有事の際には、総領事館及び日本人会と連携して対処することになっています。
- (2) 緊急事態発生時には、総領事館は、緊急連絡網により各企業等を通じて各家庭に通報すると同時に、日本人学校に対しても通報を行います。緊急事態の発生が登校前の場合は、校長は総領事館の情報及び判断に基づき、状況に応じて休校の決定を行い、その旨、同校の連絡網を通じて各家庭に通報します。また、緊急事態発生が登校後の場合は安全を見極めつつ早急に生徒を下校させる等の措置を取り、生徒が保護者と離れ離れになって各家庭に戻れない状態に陥らないよう、初期の段階で適正に対処することが重要です。
- (3) いずれの場合も生徒を保護者の元に早急に、かつ安全に戻すことが最優先課題となり、学校職員を中心として想定される各場面ごとのケーススタディを普段から行い、その内容を保護者に伝達しておき、混乱が生じないよう備えることが重要です。

4. 簡単な緊急時の現地語（ヒンディー語）表現

【事故トラブル】

- ・ ○○をなくしました --- ○○ コー ガヤー
- ・ ○○を盗まれたようです --- シャーヤド ○○ チュラー リヤー ガヤーハエ
- ・ 警察（救急車、医者、）を呼んでください
--- プリス（エンビュレーンス・カール、ダークタル） ブラーアイエ
- ・ 盗難証明書（事故証明書）を作ってください
--- プリス リポールト（ドゥルガトゥナー リポールト） リキエー
- ・ 日本語（英語）のわかる人はいませんか？
--- コーイー ジャパニー（アングレージー） ボールネー ワーラーハエ？
- ・ 日本総領事館に連絡したいのですが
--- ジャパニー ワニージャドウターワース コ スーチット カルナ
チャーヘター フーン

- ・助けて---バチャーオー
- ・やめろ ---チョーロー
- ・いりません---ナヒーン チャーヒエー
- ・出て行け---バーヘル ニクロー

【病院など】

- ・病院に連れて行ってください---アスプタール レ チャリエー
- ・ココが痛いです（指を指す） ---ヤハーンダルド ハエ
- ・下痢してます---ダスト ラグ ガエー ハエン
- ・熱があります---ブカール ハエ
- ・吐き気がします---ウルティー アー ラヒー ハエ
- ・寒気がします---サルディ ラグ ラヒー ハエ
- ・息苦しいです---グタン ホー ラヒー ハエ
- ・日本語（英語）を話すお医者さんはいませんか？
---キャー ジャパニー （アングレージー）ボールネー ワーレー
ダークタル ハエ？

IV. おわりに

海外での安全対策の基本は、何と言っても実際に当地で生活をなさっている皆様の常日頃の心構え、危機意識の喚起に他なりません。日々刻々と変わる国際情勢、当地の治安情勢の変化などに注意を払い、毎日の新聞やテレビで報道される犯罪、テロ事件等の状況の変化に十分な関心を持ち、在ムンバイ日本国総領事館のＨＰを参考にするなど、安全対策上必要な情報を収集しておきましょう。今後も皆様の当地での安全対策のお役に立っていきたいと考えておりますので、在ムンバイ邦人安全対策協議会及び在ムンバイ日本国総領事館にご照会、ご意見、ご要望をお寄せ頂ければと思います。